別表六（九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「増減試験研究費割合の計算」及び「試験研究費割合の計算」の各欄は、当該事業年度が平成29年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載すること。

3　「割増前税額控除割合
$\frac{12}{100}+((7)-\frac{5\text{又は}8}{100})\times0.3$
(0.12未満の場合、(5)＝０の場合又は設立事業年度の場合は0.12)　」　(10)　の欄は、当該事業年度が平成29年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載すること。この場合において、平成31年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「５又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は８」を消すこと。

4　「(9)＞10％の場合の控除割増率
$((9)-\frac{10}{100})\times0.5$
(0.1を超える場合は0.1)　」　(11)　の欄は、当該事業年度が平成31年４月１日以後に開始する事業年度である場合にのみ記載すること。

5　「(7)＞５％又は(7)＞８％の場合　(15)」の欄は、平成31年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「(7)＞５％又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(7)＞８％」を消すこと。

6　「当期税額基準額
(14)×((15)、(0.25＋(16))又は0.25)　(17)」の欄は、別表六(十一)「10」の欄に金額の記載がある場合には、「(15)、(0.25＋(16))又は」を消すこと。